京都市選挙管理委員会告示第７号

令和８年３月２日現在における地方自治法の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による委員の解職請求に必要な有権者の数は、次のとおりです。

令和８年３月２日

京都市選挙管理委員会

委員長　毛利　ゆき子

１　地方自治法第７４条第１項（条例の制定又は改廃の請求）、同法第７５条第１項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第４条第１項（合併協議会設置の請求）及び同法第５条第１項（同一請求関係市町村での合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の５０分の１の数

２２，７３８　人

２　地方自治法第７６条第１項（議会の解散の請求）、同法第８１条第１項（市長の解職の請求）及び同法第８６条第１項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第８条第１項（教育委員会の委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の８０万を超える数に８分の１を乗じて得た数と４０万に６分の１を乗じて得た数と４０万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数

２４２，１１１　人

３　地方自治法第８０条第１項（議会の議員の解職の請求）及び同法第８６条第１項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の３分の１の数

北　区　２９，５９４　人

上京区　２０，６４８　人

左京区　４０，３０６　人

中京区　２９，４４０　人

東山区　　９，０６８　人

山科区　３５，７２１　人

下京区　２１，４６３　人

南　区　２７，２４９　人

右京区　５３，０１１　人

西京区　３９，５９７　人

伏見区　７２，８６９　人

４　市町村の合併の特例に関する法律第４条第１１項（合併協議会設置協議についての投票の請求）及び同法第５条第１５項（同一請求関係市町村での合併協議会設置協議についての投票の請求）に規定する選挙権を有する者の６分の１の数

１８９，４８２　人

（選挙管理委員会事務局）